

<これまでの経緯>

1) 「有望区域」に整理【2021年9月13日】

2) 協議会の開催

【第1回：2022年1月25日、第2回：2022年5月10日、第3回：2022年6月24日、第4回：2022年8月2日（意見とりまとめ）】

3) 「促進区域」に指定【2022年9月30日】

4) 公募占用指針の公示（事業者の公募）【2022年12月28日～2023年6月30日】

5) 発電事業者の選定【2023年12月13日】

6) 協議会の開催（事業者選定後）【第5回：2024年10月29日】



<今後のプロセス>

1) 公募占用計画の認定（経済産業大臣・国土交通大臣）

2) 再エネ特措法に基づく発電事業計画の認定（経済産業大臣）【申請期限：2024年12月13日】

3) 促進区域内海域の占用許可（国土交通大臣）

→これらの手続きを経て、発電設備の建設工事及び運転開始【運転開始予定時期：2028年6月】